



Q&A 収益認識の基本論点

11

論点 11 | 返金が不要な契約における 取引開始日の顧客からの支払



Q

顧客への財又はサービスを提供する前の段階で、入会金や加入手数料などで返金義務のない支払を顧客から受ける場合があります。顧客から返金が不要な支払を受ける場合、どのような会計処理を行うことになりますか。



A

顧客から返金が不要な支払を受ける場合、当該支払が、将来の財又はサービスの移転に対するものであるときは、当該将来の財又はサービスを提供する時に収益を認識することになります。一方、当該支払が、約束した財又はサービスの移転を生じさせるものであるときは、当該約束した財又はサービスを提供する時に収益を認識することになります。





■ 会計基準等の定め (適用指針第57項から第60項、第141項及び第142項)

契約によっては、契約における取引開始日又はその前後に、顧客に返金が不要な支払を課す場合があります。例えば、スポーツクラブ会員契約の入会手数料、電気通信契約の加入手数料、サービス契約のセットアップ手数料、供給契約の当初手数料等があります。収益基準では、返金が不要な顧客からの支払を図表1 (適用指針第57項から第59項を基に作成) のように定めています。

図表1 返金が不要な顧客からの支払の会計処理

顧客から返金が不要な支払を受ける場合、当該支払が、次のいずれに該当するか

- ① 将来の財又はサービスの移転に対するものである。
- ② 約束した財又はサービスの移転を生じさせるものである。

①に該当

当該将来の財又はサービスを提供する時に収益を認識する。^(※1)

②に該当

当該約束した財又はサービスを提供する時に収益を認識する。^(※2)

(※1) 契約更新オプションを顧客に付与する場合、当該オプションが、顧客にとって重要な権利に該当するときは、当該支払については、契約更新される期間を考慮して収益を認識する必要があります。

(※2) 当該約束した財又はサービスの移転を、独立した履行義務として処理する場合の取扱いとなります。



■ 事例 スポーツクラブの入会金

A社が運営するスポーツクラブに顧客が入会する場合、A社は返金が不要な入会金を顧客から受領します。

収益基準では、顧客から返金が不要な支払を受ける場合、当該支払が、「将来の財又はサービスの移転に対するもの」であるか、それとも、「約束した財又はサービスの移転を生じさせるもの」であるかにより、収益の認識時点を判断することになります。

返金が不要な入会金が、「将来の財又はサービスの移転に対するもの」である場合（例えば、会員資格に加え、入会金が会員にその期間に提供される財又はサービスを受ける権利を与えたり、非会員に課されるより低い価格で財又はサービスを購入する権利を与える場合）、当該将来の財又はサービスを提供する時に収益を認識することになります。

一方で、返金が不要な入会金が、「約束した財又はサービスの移転を生じさせるもの」である場合、当該約束した財又はサービスを提供する時に収益を認識することになります。

ただし、収益基準では、返金が不要な契約における取引開始日の顧客からの支払は、通常、企業が契約における取引開始日又はその前後において契約を履行するために行う活動に関連し、当該活動は約束した財又はサービスを顧客に移転させるものではないとしています（適用指針第142項）。そのため、返金が不要な入会金が、「約束した財又はサービスの移転を生じさせるもの」とであると判断されるケースは、限定的であると考えられます。

